

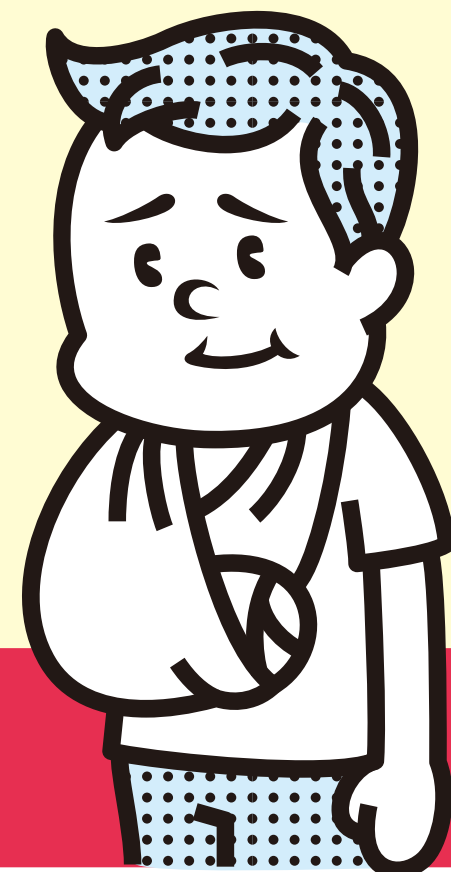
第三者の行為による傷病

健康保険証使用での医療機関受診後は

傷病届の提出を

交通事故や食中毒などの第三者の行為による傷病で、健康保険証を使って治療を受けた場合、お住まいの市町村保険担当課等への届出（「**第三者行為による傷病届**」）が義務化されています。

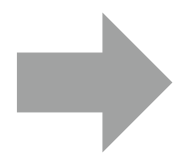
速やかに提出をお願いします。



こんなときには届出を

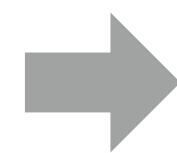
ケガをしたのは、
仕事中または
通勤中ですか？

NO



ケガの原因は第三者が絡む
交通事故やペットによる
負傷、食中毒などですか？

YES



保険証を使ったら、速やかに
「**第三者行為による傷病届**」を
お住まい市町村の
保険担当課等へ提出ください

※国保・後期以外の健康保険の場合は、加入の
健康保険にお問い合わせください

ちなみに「**第三者の行為**」って？

交通事故による傷病



他人のペットによる負傷



外食等における食中毒
など



なぜ届出が
必要
??

第三者の行為によって受けた被害の治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。被害者は、健康保険を使って治療を受けられますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を、保険者（市町村、後期高齢者医療広域連合等）が立て替えています。後日、加害者に対して立て替え費用を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となるからです。